

制度全体に対する御意見		
番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	日系四世にも、日系二・三世と同様の「定住者」の在留資格が付与されるべき。	本制度は、一定の要件を満たす日系四世の方々を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度を創設することとするものです。
2	既に日本に定住している日系二・三世は日本と現地日系社会(ブラジルなど)の架け橋となっており、日系4世の受入れで、更に強固な架け橋となることが期待でき、賛成。	制度の適切な運用に努めてまいります。
3	なぜ日系四世が対象なのか。	現在受入れが原則として認められていない日系四世の方々の入国について、海外の日系人社会からの要望や、安倍内閣総理大臣から法務大臣に対して検討の指示があったことなどを受け、日系四世の方々にも受入れ範囲を拡大することとしたものです。
4	「日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材の育成」という目的達成の評価指標が不明であり、反対。	入国した日系四世の方々、在留期間の更新許可申請をした際には、今回制定する在留手続の取扱いに関する指針に基づいて、制度趣旨にのっとった活動をしていたかどうかを確認することとしています。
5	まず日本国内の貧困で困っている日本人を助けるべき。	貧困対策については、所管省庁において取組が行われているものと承知しています。
6	架け橋は日本人がなればよく、外国から受け入れる必要はない。	日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になっていただく人材としては、日本人はもちろんのこと、相手国のことを熟知した現地日系人社会の方々にその役割を果たしていただくことも重要と考えています。
7	なぜ日系四世を受け入れると日本に対する理解が進むのか不明。	本制度で入国した日系四世の方々には、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めていただくことが求められます。また、日系四世の方々が在留期間の更新申請をした際には、制度趣旨にのっとった活動をしていたかどうかを確認することとしています。

8	<p>架け橋を作るのであれば、日本語及び日本文化や習慣の習得の普及・充実に努め、その結果として現地で就労先に結びつけられる日本企業の更なる進出といった人材育成プログラムにする必要がある。本制度は単純労働力確保のための制度である。</p>	<p>御意見も「架け橋」を作る一つの方策と思われませんが、本制度は、一定の要件を満たす日系四世の方々を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを制度趣旨としています。なお、本制度では、就労することだけを目的とした入国は認めておらず、入国した日系四世の方々は、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めていただくことが求められます。</p>
9	<p>本制度にのみ人数枠を設ける必要性が不明。</p>	<p>制度開始前においては、日系四世の方々が入国されるかの予測が困難であり、あらかじめ関係者が想定した以上の入国が見込まれた場合、受け入れる自治体が提供するサービスへの影響や日系四世の方々が入国した場合における労働市場への影響など、各方面に支障が生じかねないことから総数を制限することとしたものです。なお、この数は制度開始後の状況を見て、見直すことがあり得ます。</p>
10	<p>受け入れ枠を設けることになった理由である「地域への影響」とは何か。</p>	<p>同上</p>
11	<p>なぜ4千人なのか。</p>	<p>本制度類似の制度であるワーキングホリデー制度において、現状、最も多い利用者の国籍・地域は台湾であり、その受入れ人数は年間4千人程度(2016年)であるため、それに倣ったものです。なお、受入れ枠については、制度開始後の状況を見て、見直すことがあり得ます。</p>
12	<p>少子化が止まらない以上、移民として受け入れるべき。</p>	<p>今回の意見公募は、一定の要件を満たす日系四世の方々を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度を創設することについての意見を募集するものであり、我が国の外国人受入れ制度の根幹を変更するものではありません。</p>
13	<p>移民制度には反対。</p>	<p>同上</p>
14	<p>人手不足の中、少しでも日本に縁がある日系人を対象に受入れを拡大することは賛成。</p>	<p>本制度は、日系四世の方々を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と外国の日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的としており、労働者の受入れのための制度ではありません。</p>
15	<p>外国からの労働者に頼らないで済む政策を実施すべき。</p>	<p>同上</p>

16	労働力として日系四世を受け入れるのであれば、新たな制度を創設すべきであり、既存制度の部分的変更で対応することは問題を先送りするだけであり、反対。	同上
17	5年間在留し、一定の要件を満たすなど、問題のない者については、その後も在留できるようにすべき。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。 なお、本制度により入国した者が他の在留資格の要件に適合する場合には、在留資格の変更が認められることがあります。
18	5年間経過後に永住権を与えるべきではない。	現行の取扱いでは、原則として本邦に10年以上在留している方を永住許可の対象としており、本制度により5年間在留したことのみをもって永住許可をすることは想定していません。
19	本制度に賛成であるが、将来的には、日系人にとどまらず、能力本位の移民社会を構築すべき。	頂いた御意見は、今後の出入国管理政策に対する御意見として承ります。
20	生活保護等の社会保障に依存する可能性が高く、反対。	本制度においては、入国及び在留期間更新許可の要件の一つとして、「本邦における滞在中、独立の生計を営むことができる」と見込まれること。」を課しており、要件を満たさない者については、入国が認められない又は在留を継続できないこととしています。
21	治安の悪化につながりかねず、反対。	本制度においては、入国時に母国での犯罪歴がないことを確認することとしています。また、在留期間の更新を許可する際の要件の一つとして、「在留状況が良好であること。」を課しており、要件を満たさない者については、在留を継続できないこととしています。
22	外国人の中で日系人を特別扱いすることに反対。	日系人の方々については、これまでも入管法令上、日本人を祖先に持ち、一般的に日本に親類の方も多しなど、日本社会と特別な関係にあることが多いことを踏まえた取扱いをしてきているところです。
23	三世までの受入れで生じた問題を解決できない限り、更なる受入れについては反対。	御指摘のような問題が生じないよう、本制度では、入国時に一定の日本語能力や素行が善良であること等の要件を課し、それらを満たした日系四世の方々のみを受け入れることとしています。
24	四世のみならず、五世以降の日系人の在留資格についても配慮すべき。	頂いた御意見は、今後の出入国管理政策に対する御意見として承ります。
25	本制度で入国した者が婚姻する場合も想定されることから、子弟の教育問題へ配慮すべき。	外国人の子弟に対する教育については、所管省庁において取組が行われているものと承知しています。

26	在留資格「定住者」による受入れと、本制度の存在が混乱や誤解を生じないよう、対象者に対して丁寧な説明がなされるべき。	頂いた御意見は、本制度の適切な運用に当たっての参考とさせていただきます。
27	日系人であることの証明が偽造され、偽装日系人が入国してくるのではないか。	頂いた御意見を踏まえつつ、各種入国・在留手続の審査に当たっては、引き続き適切に取り組んでまいります。
28	海外日系社会は四世代等の新しい世代に、日系社会を活性化させる存在となることを期待していることから、活動内容に「日系人としての意識向上に資する活動」を追記すべき。	具体的にどのような活動が「日系人としての意識向上に資する」のかの判断が困難であるため、法務省告示に規定することは適当でないと考えます。
29	日本で成長し、教育を受けてきた「定住者」の資格を持つ日系三世の扶養を受ける未成年の四世が、その扶養から外れる際に、本人が望む場合には、本制度の対象にすることにしてはいかがか。	御指摘のようなケースについては、現状においても、過去の在留状況等を考慮して、本邦で引き続き在留を認める場合があります。 なお、かつて、日系三世の扶養を受けて本邦に滞在していた日系四世の方が、法務省告示に掲げる要件に該当する場合は、本制度により入国することは可能です。
30	本制度は労働者受入れとして機能することから、送出国において送出国機関による保証金の徴収などが行われないよう、日本と送出国との2国間協定などの締結を行うべき。	本制度は労働者の受入れのための制度ではありませんが、頂いた御意見も参考にしながら、本制度により入国する日系四世の方々が不適切な取扱いを受けないよう、制度の適正な運用に努めていきます。
制度の各要件に対する御意見		
31	来日後の見通しがあるように計画して入国して欲しい。	本制度においては、入国前に、入国後の活動予定を確認することとしています。また、日系四世の方々が入国後、在留期間の更新許可申請をした際には、制度趣旨にのっとった活動をしていたかどうかを確認することとしています。
32	以下の要件を課すべきである。 ・前科のない者 ・民間の保険に入っていること また、受入後に所在不明になった場合はどうなるのか。	本制度における入国の要件として、「素行が善良であること」及び「本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること」を課しており、御意見に沿ったものとなっています。 新たな住居地に移転した後、正当な理由なく、90日以内にそのことを届け出ない場合は、在留資格の取消手続の対象となる場合があるほか、在留期限を経過した場合は、不法残留者として退去強制手続の対象となります。
33	ブラジルからの送り出しの際に、日本文化の継承に熱心に取り組んでいるブラジルにある各県人会の推薦を必要とすると、よりブラジルと日本との架け橋となってくれると思われる。	頂いた御意見は、本制度の適切な運用に当たっての参考とさせていただきます。
34	本制度で課されている日本語要件を満たすことの証明として、日本語能力検定のみではなく、幅広い検定試験を認めるべき。	要件として、N4又はN3「相当」としているとおおり、日本語能力検定以外の検定試験の結果も立証資料として使用することを認める予定です。

35	日本語能力について、N4、N3の各試験の合格証明と明確に示すべき。	日本語能力があることについては、試験により証明されていることが必要です。
36	必ず日本語は必要であり、日本語能力向上の進捗状況を定期的に報告させるべき。	通算して2年を超えて本邦に在留しようとする場合は在留期間更新許可の際に、「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること」を確認することとしています。
37	日本語能力は不要とすべき。	本制度は、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを制度趣旨としています。この制度趣旨を実現し、また、入国後、日本語ができないことによる生活上の支障をなるべく生じさせないようにするため、入国時に一定の日本語能力を求めることは必要と考えています。
38	日本語能力について、EPA看護師・介護福祉士より高いレベルを課す必要はなく、撤廃するか、引き下げるべき。	本制度は、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを制度趣旨としています。この制度趣旨を実現し、また、入国後、日本語ができないことによる生活上の支障をなるべく生じさせないようにするため、入国時に一定の日本語能力を求めることは必要と考えています。 なお、ベトナムから受け入れるEPA看護師・介護福祉士については、日本語能力試験N3以上が入国の要件の一つとなっており、本制度より高いレベルが課されています。
39	日本に住んだことのある日系四世には、より高い日本語能力を求めるべき。	現状において、そのような考えはありません。
40	日本語能力ではなく、第一言語の能力や教養、社会常識をきちんと審査するべき。	本制度は、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系人社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成することを制度趣旨としています。この制度趣旨を実現し、また、入国後、日本語ができないことによる生活上の支障をなるべく生じさせないようにするため、入国時に一定の日本語能力を求めることは必要と考えています。 また、審査基準としての明確性なども考慮して要件を設定しています。
41	リテラシーに偏った日本語能力試験は言語能力の基準として不適切。	日本語能力を客観的に立証するために日本語能力試験を活用することには一定の合理性があると考えます。 なお、日本語能力検定以外の検定試験の結果も立証資料として使用することを認める予定です。

42	入国前後の日本語能力の向上について、日本語教育機会を保障すべき。	海外・国内における日本語教育については、所管省庁において取組が行われているものと承知しています。
43	日本語能力試験N1, N2を取得している人は審査では有利になるのか。	御意見の趣旨が判然としませんが、日本語能力試験N1又はN2を取得していることのみをもって入国が認められるものではありません。
44	年齢制限は撤廃すべき。	本制度で来日した日系四世の方々には、日本で学んだ知識・経験を基に、日本と海外の日系人社会との架け橋として長く活躍いただくことを想定していることから、ワーキングホリデー制度を参考にして年齢制限を設けています。
45	年齢要件を緩和すべき。	同上
46	30歳までとあるが、来年対象から外れてしまう30歳で項目を満たしている場合その人達は対象として優先してもらえるのか。	現状において、そのような考えはありません。
47	長期間の滞在であることから、家族を帯同できるようにすべき。	本制度は、日系四世の方々に、日本のことを知っていただき、将来、日本と海外の日系人社会との架け橋となる人材を育成することを趣旨としており、本制度で来日された方々は本国に帰国することを想定していることから、家族単位で受け入れる予定とはしていません。
48	日系性、日本語能力を証明及び日本での法令順守や生活全般に責任を持てる身元保証人の存在を証明でき、公の負担にならないことを証明できれば、各種条件は不要。	御意見の前提となる部分を、各種要件として設定しているものです。
49	保険加入要件については、民間保険ではなくとも、公的保険に加入することで、可とすべき。	入国後に公的保険に加入することを約した誓約書を提出いただくことで、保険加入要件を満たしていると取り扱う予定です。
50	4千人を超える志望者が出た場合選ばれる基準はどうなっているのか。	基本的には在留資格認定証明書交付申請を行った順となります。
51	4千人程度とはそれを少し超えることはあるのか。	ありえます。
52	各国に日系四世はいますが例えばペルー日系4千、ブラジル日系4千など各国での数4千なのか、日本に入れる対象者がその全ての国まとめでの4千人限定なのですか。	全ての国の合計で4千人程度となります。
53	帰国支援事業で帰国した日系四世が本制度を利用する場合は、受給した金額を返却させるべき。	現状において、そのような考えはありません。
54	高校卒業資格を要件とすべき。	現状において、そのような考えはありません。

55	「3年以上の場合は日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることが求められる。」とはどのように確認するのか。	本制度で入国された日系四世の方が行う活動は様々であるため、ケースバイケースで判断することになりますが、例えば、日本語能力試験N2以上を取得していることや日本文化(茶道、華道、柔道等)に関する資格を取得したり、試験に合格したりしていること、自治体の活動や地域住民との交流会などに継続的に参加し、地域社会の一員としての地位を確立していると認められることなど、在留中に行った活動の結果等を踏まえて、個別に判断することになります。
56	要件として、適正な住居が確保されていることを追加すべき。この点、派遣事業者による住宅の確保は、派遣契約の終了によって終了することから、要件を満たさないとすべき。	日系四世の方々の住居の確保は、日系四世受入れサポーターによる支援を通じて、適切に行われることを想定していますが、御指摘の点も参考にしつつ、本制度の適切な運用に努めてまいります。
57	指針案では通算して2年までの在留に係る日本語能力要件の記載がなく、当該期間は日本語能力要件が不要であると理解される可能性が高いことから、指針案にも、2年までの在留にはN4相当が必要である旨規定すべき。	2年までの在留にはN4相当が必要である旨は、特定活動告示で規定していることから、指針案には規定しておりません。 なお、日本語要件等の入国の要件については、制度対象者に配布する手引等で周知する予定です。
58	日系四世サポーターについては、一定の要件を満たす個人(親族、ホストファミリー、雇用主)が想定されているとのことだが、四世ともなると日本国内に親しい親族が残っているか疑問であるなど、サポーターのなり手が少ないのではないかと。	御意見を踏まえ、制度の施行を7月1日とし、施行までの間に制度の周知に努めるとともに、日系四世受入れサポーターとなっていたただける方の確保に向けた取組を行うなど、施行に向けた準備を行っていきたく考えています。
59	雇用主が在留諸申請にも関与する日系四世受入れサポーターとなることで、日系四世が搾取される可能性があることから、日系四世受入れサポーターから雇用主は外すべき。	御指摘のような制度趣旨に反するサポーターが介在することのないようにすることが肝要であり、例えば、地方入国管理局の審査において、 ・日系四世の方が入国後に就労する予定があれば、入国前の段階で、就労条件について本人が同意しているかを確認する ・渡航に当たって前借金などがある場合には、その返済方法及び期間について本人が同意しているかを確認することなどにより、人権侵害が起きないように適切に対処してまいります。
60	雇用主が在留諸申請にも関与する日系四世受入れサポーターとなることで、日系四世が搾取される可能性があることから、雇用主サポーターから新たな雇用主サポーターの変更も自由にできるようにすること。	サポーターの変更は制限されておりません。この点については、制度対象者に配布する手引等で周知する予定です。
61	個人のサポーターに対する知識付与、助言ないし指導等のため、中立的な専門知識を持った団体の関与が必要。	頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
62	日系四世受入れサポーターについて、役割を全うできる能力があるかを判断するため、能力を審査する仕組みを構築すべき。	日系四世受入れサポーターの適格性については、在留資格認定証明書交付申請時及び在留期間更新許可申請時に確認することとしています。

63	入国後のケア及び管理等は、国及び公的機関の役割であるべきところ、サポーターを民間人に無償で行わせるべきではない。国が一定の費用負担をするべき。	日系四世受入れサポーターは、日系四世の方々が本制度の目的を達成できるように、日本文化・日本語教育情報をはじめ、生活情報、医療情報、雇用情報等の提供や入管手続の援助の役割を担っていただく存在であり、社会支援や行政サービスそのものを行うものではなく、飽くまで日本に不慣れである日系四世の方々と既存の社会支援・行政サービスを繋いでいただく存在であり、過度な負担を負わせることは想定していません。
64	日系四世受入れサポーターは手間がかかることが予想され、NPOなどがボランティアベースで行うことは、リスクが高いと思われる。	同上
65	サポーターが途中でいなくなったらどうなるのか。	サポーターを変更していただくこととなります。この点については、制度対象者に配布する手引等で周知する予定です。
66	日系四世受入れサポーターではなく、従来の身元保証人を採用すべき。	本制度においては、日系四世の方々が本制度の目的を達成できるようにするための仕組みとして、日系四世受入れサポーターを設けることとしており、日系四世受入れサポーターには、単なる身元保証ではなく、日本文化・日本語教育情報をはじめ、生活情報、医療情報、雇用情報等の提供や入管手続の援助を行うほか、日系四世の就労状況を含む活動状況を随時確認し、当該日系四世の在留期間更新許可申請時に、当該確認内容を地方入国管理局に報告する等の役割を担っていただくこととしています。
67	なぜ本制度のみサポーターがあるのか。	同上
68	サポーターである雇用主の下で労働条件が適法に守られていることを、立入検査などを通じて監督すべき。	労働条件の確保や改善については、所管省庁において取組が行われているものと承知しています。
69	派遣業者が本制度に関与する際の労働条件の遵守等のために特別な対策をしているのか。	同上
70	以下の要件を課すべきである。 ・国内での自動車等の運転時には任意保険を義務づける ・就労期間を設定しその期間を超えた場合は帰国させる ・預貯金の国への強制預託の義務づけ。帰国旅費、罹患時における諸費用の担保。 ・本邦内での結婚、妊娠時の取り扱いを定めたくうえで帰国させる。 ・その他、社会保険の適用要件の整備	現状において、そのような考えはありません。